

仕 様 書			
件 名	航空機回数券 (福岡空港と宮古空 港の間)	仕様書番号 - 2	
		作成年月日	令和4年3月3日
		作成部隊名	第8師団司令部 第4部 輸送幹部 2等陸尉 大坪 誠

## 1 適用範囲

本仕様書は、福岡空港と宮古空港の間における定期航空機（便）により航空機回数券を使用した人員輸送について適用する。

## 2 用語の定義

### (1) 定期航空機（便）

航空会社が運行区間、発着の曜日及び時刻を定めて運行する航空機（便）をいう。

### (2) 航空機回数券

福岡空港と宮古空港の間に就航する全ての定期航空機（便）に搭乗可能な搭乗日、搭乗便及び搭乗者が無記載の予約（引換）券のことをいう。

## 3 航空機回数券（福岡空港と宮古空港の間）

67枚

## 4 航空機回数券の要件

### (1) 使用対象期間

令和4年4月1日（金）以降から使用終了までの間

### (2) 航 路

福岡空港と宮古空港の間（往路または復路）

### (3) 使用対象便

日本航空機（JAL）を基本とするも就航していない場合は、就航している航空会社のうち、官側が指定する定期航空機（便）に使用できるものとし、便の予約、変更及び取り消し等は下記の通り対応可能なものとする。但し、残席不足（満席を含む。）により、官側の指定する座席の確保が困難な場合は、協議に応じるものとする。

#### ア 予 約

1日前（土・日・祝日含む。）までの予約に対応可能であること。

#### イ 変 更

搭乗便の出発時刻までの変更に追加料金無しで対応可能なものであること。

#### ウ 取り消し料及び発券手数料

取り消し料及び発券手数料の請求はないものとする。

### (4) 航空機回数券1枚に含まれる料金

ア 1名の1区間の航空運賃及びその1名が携行する受託手荷物1コの料金

イ 官側が指定する定期航空機（便）の予約及び既已取得した便を変更する場合に発生する各種手数料

5 納品期日

令和4年3月31日まで

6 統制事項

(1) 情報保全

本契約の履行にあたり直接及び間接に関わらず知り得た情報は、管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

(2) 連絡態勢の確保

本契約の履行にあたり業務担当者を指定し、常に官側からの連絡を受けられる態勢を確保するとともに、担当者不在の場合は、必ず代行者を指定するものとする。

7 その他

本仕様書に記載のない事項で調整等を必要とする場合は、別途官側と調整するものとする。